

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

国語学史要

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE  
山田国語学入門選書2 山田孝雄著 国語学史要 書肆心水  
Shoshi-Shinsui.com

## 国語学史要 目 次

自序	.....	11
一 国語学史の意義及び態度	.....	14
二 奈良朝時代の文献に見ゆる当代の国語意識	.....	26
三 倭名類聚鈔の出現	.....	40
四 歌学の興起と国語字書の出現	.....	49
五 仮名の発生、音通説の出現と五音の図の成立	.....	56
六 約音、略語、発語等の説	.....	72
七 定家仮名遣	.....	81
八 手爾波大概抄及び切字の説	.....	100
九 語の類別并に用言の活用の認識	.....	113

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

十	姉小路式及び其の系統のてにをは研究	124
十一	契沖及びその後の仮名遣研究	139
十二	益軒、白石、真淵の語源研究及び倭訓栞	151
十三	富士谷成章	165
十四	本居宣長及びその後の係結研究	184
十五	鈴木朗と本居春庭及びその後の用言の研究	197
十六	義門より富樫広蔭、権田直助に至る	216
十七	鶴峯戊申より中根淑、大槻文彦に至る	237
十八	馬場辰猪及び口語法の研究	254
	山田孝雄略年譜	258

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

国語学史要

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

国語を学ぶといふことは種々の目的で行はれうるであらうが、厳密な意味での国語学は国語の研究、その事を直接の目的とするものでなくてはならぬ。或る他の目的の為に国語を研究するが如きものは純粹の国語学とはいふことの出来ないものである。その国語の研究を直接の目的とする、この学問はその性質として国語に存するあらゆる事実、あらゆる現象を観察し記述して、それらの事実現象の底に流れる理法を探究することを目的とするものである。

凡そ我々が学問の歴史を研究する場合、その研究対象たる所の学者若くは学説に対して批判する場合には二様の見地からして觀察し批判しうるものである。その一は学問上の絶対的価値の批判であり、他の一は歴史的価値の批判である。絶対的価値とはその学説が真理としてそれ自体に有する學術的の価値をいふのである。歴史的価値とはそれが或は前を承け、或は後を導く所の歴史的展開の過程の上に有する価値をいふのである。事実の如何によつては絶対的価値が高いけれど、歴史的価値の著しからぬものがある。

## 凡例

一、本書の底本は、山田孝雄著『國語學史要』（一九三五年五月十五日第一刷発行の一九八四年第十刷版、岩波書店刊）である。

一、本文枠外下段の見出しが簡潔さを示して本書発行所が便宜的に附した抽象的なものであり（基本的に新仮名遣いで表記）、本文が推測等の語調であつてもその語調を略した場合がある。卷末の略年譜も本書発行所が作成・附録した。

一、底本の漢字は旧字体であるが、これは新字体に置き換えた。但し、新字体と旧字体が一対一対応しないもの（弁々辯辯讐）は旧字体のままとした。

一、仮名遣い、送り仮名は底本のままである。現今一般的でなくなった漢字遣い（例えば著眼）もそのままにした。ルビ（振り仮名等）も底本のままであるが、若年層読者には難読かとも思われるごく一部のものには、底本で使われていない山括弧「」で括ることにより底本のルビと区別して、その読み仮名を示した（但しこれは便宜的なもので、例えば「加之」の場合、これは「しかのみならず」とも「のみならず」とも読まれていてるのである）。西暦年の補記も「」で括りルビ表記とした。底本における表記の正誤を判断しかねる場合や誤りを正しかねる場合に、底本原文のままの意味で附する「ママ」のルビは、丸括弧で括り（ママ）と表記した。

一、踊り字の用法は底本の通りとした。但し、(1)底本において行末と行頭に分かれたために踊り字が使用されていないとも判断しうる場合は踊り字に置き換え、(2)その逆に、本書において行末と行頭に分かれた場合は踊り字不使用とした。模倣／模倣のように底本において表記が揺れているものもそのままに表記した。

一、（）括りの行内二行割注は、底本と版が変わることによって生じた事情に対処しての説明である。

## 再刷の辞

この小著が世の異常な寵遇を得た事については、こゝに深く感謝の意を表します。それにつけても誤脱の少くないことを恐縮してゐます。こゝにそれらの誤脱を取り敢へず訂して再刷に附しました。これについては直接間接にそれらを教示せられた諸氏又万葉仮名遣の元禄版をわざく恵与せられた岡田真氏に篤く御札を申します。

昭和十一年四月三日

山田孝雄

〔附記〕四十年の空白を隔て茲に復刊の事を請われたを期に、故人の書入（第四刷に於ける）をして若干の象嵌を試みた。

昭和五十九年四月二十六日

不肖忠雄

## 自序

## 自序

私は国語学史の名を冒して学者の伝記や、著書や、若くは学説の臚列に終るといふやうな事をしたくないと平素思つてゐる。又私は歴史は文化發展の跡を説くものだといふ通説には疑をもつてゐる。文化といふものは自然現象では無い。文化は人間の努力に基づくものであるから、努力が正当である時には文化は發展するであらうが、その努力が不当であり若くは努力を怠れば、文化は或は衰へ、或は亡びてしまふ。歴史はそれ故に發展のあとだけをたどるべきだとはいはれない。この点に於いて私は通説と異なつた見解をもつてる。

私は国語が国民全般のものであるに関せず、国語の學問が一般国民と殆ど交渉も無いといふ姿であるのを慨く。私は又自己といふ意識を忘れがちな人々が国語に對して極端な破壊思想を胸中に藏してゐるので無いかといふことを思ひ、戦慄を禁じ得ないのである。さりながら、かやうな事になつてゐるのは国語学といふものについての正当な認識を欠いてゐる為であつて、その責任の半は我々の上に存するものであらう。私は国語学が国民の精神生活の活動の結果生じて、かやうになつて來たものであることを確信してゐる。さうい

ふ事が若し本書によつて多少なりとも世人に知られ国語学に対する一般人の興味を少しでも惹くことが出来るならば著者の本懐とする所である。

この書は国語学史としては真にその名の通り要を揃んだだけのものである。私は大正十年に一の国語学史を編し、その後時々多少の補訂を加へて來た。而してその要をとつて日本大学、東北帝国大学に講じた事であつた。本書はその稿本から要点を抄出したものであるが、これには枝葉の問題をすて、大綱をあぐることを主眼とした。

この書には現代の国語学の批判を加へない。国語学史はもとより現代についての批判をも下さねばならない時代が来るのであるが、今はその時期ではないから、省略した。しかしながら古からの国語学の由来を明らかにする時は冥冥の間に厳正な批判を下し得るに至るであらう。大体からいふと、今の国語学といふものは明治の中頃に西洋の言語の學問が輸入せられて來てから、それらに説く所の理法に國語をあてて説かうといふのが主眼になつてゐると思ふ。所が、これについては二の難点がある。一はわが國語は西洋の言語と性質も歴史も違ふからして、西洋の言語の理法をそのまま、あてて説いて見ても正鵠に中あたらない点があり、又西洋の言語に全く見えない現象もあるから、國語の學問として、隙間だらけのものである。西洋輸入の言語学といふものは、言語一般の理法を説くもので、文明の言語も野蛮の言語も一様に取扱ふべきものであり、又一国の語などに拘泥するものでは無い。この一般の理法が國語学者をして反省せしめた功が無いとはいはれないが、それに心酔したあまり、國語の國といふ意識が殆ど無くなり、ただ言語といふ意識のみが跋扈して

自序

ある。それが為に、今の国語の學問といふものの多くは實際上、國家を捨象した學問の姿になつてゐる。これが他の一の難点である。かやうな事に基づいて今の国語學界はすべてとはもとよりいはないが、無統制主義、便利主義、機械觀などの跋扈するやうな姿にてゐて、國語の基が國民精神にあること、又國語そのものが國民精神の貴重な宝庫であるといふやうな重大な点が、殆ど顧みられないで、破壊的の言論がはびこつてゐる。思ふに鶴峯戊申が無謀な企てを日本文法の上に加へてから、穩健な折衷文典を得るまでに六十年を費した。しかもその余弊が、百年後の今日にまで及んで、容易に消えない。西洋の言語學が輸入せられてから今や四十年を過ぎてゐて、なほこの有様では心細い事である。わが國民が西洋の言語學の無理な桎梏から脱して真正の國語學を得るにはなほ幾年を要するであらうか。しかしながら、これはただ年数の問題ではない。われわれ國民が、國語に対して正当な認識を得るやうに正当に努力するか否かによりて決せらるべき問題である。それにつけても國語の真髓をつかんでわが國語を救済する昭和の馬場辰猪の出現を望んで止む能はざるものである。

昭和十年三月十日

山田孝雄識

## — 国語学史の意義及び態度

ここに国語学史の要領を述べようとするに先だち、考へねばならぬことがある。国語学史はいふまでもなく、国語学の歴史であるからして、先づ国語学とはどういふものであるかを明かにする必要がある。

国語学は国語を研究する学問であることはいふまでも無いが、よく考へて見れば、対象たるその国語とは何か。又その国語を如何様に研究するものであるかといふ問題がある。国語とは文字のままにいはば國のことばといふことであるが、これには一定の意義があつて、國民が、自國の語をさしていふ名目であるから、われくのいふ所の国語は日本國の語といふ意味であることはいふまでもない。所で今日本の日本国を見るに、國民として国籍を有する人間の用ゐる言語はさまざまである。北にはアイヌ語、オロツコ語等を用ゐる人があり、南には支那語系統の語を用ゐる人があり、又朝鮮語は頗る多くの人に用ゐらるる。これらの語を用ゐるものも日本國民である。かやうな訳であるから、日本國民の用ゐる言語がすべて国語であると簡単にいふことは出来ない訳である。そこで国語とは何ぞやといふことが、

## 国語学史の意義及び態度

先づ問題になるのである。

我々の国語と認むるものは日本帝国の中堅たる大和民族の思想発達<sup>（会らび）</sup>に思想交渉の道具として使用しつつ在り、又使用し来つた言語をいふのである。この国語はこれを簡単にいへば、日本国家の標準語といふことである。（ここに私のいふ標準語といふ名目は、國家の統治上、公認して標準と立ててゐる言語といふ意味で、今の世俗にいふ所とは意味が違ふ。世俗にいふ標準語といふ意味は誤つてゐるのであつて、あれは中央語といふべきである。）国語学の研究対象とするものはかやうな意味での国語である。凡そ、国語といふものは歴史的・社会的のもので、歴史を離れては理解が不十分になり、社会を離れてはその客觀性を失ふといふ関係を有するものである。それ故に、従来の言語の研究は主として過去の言語を対象として起つたものであることは東西共に同じ現象である。ところが、後にはそれが反動として現在日常用ゐる語のみを以て研究対象とするがよいといふ論が起り、それが為に古代の言語の如きは死語であるなどといつて、これを無視せうとする傾向が生じた。しかし、この二者はいづれも極端に走つてゐるもので、国語学としては過去の語にも現在の語にも偏つてはならぬものである。又現今用ゐる語といふことについても現代の国語学者の間に往々僻説が在る。それは口語のみが生きた国語であつて、文字で書いたものなどは重きを<sup>（おほき）</sup>なく足らないとするやうな意見である。これは文化といふ重大事実を無視して、野蛮人の言語を標準とした謬見であつて、文化を有する国民の間には害有つて益なく、存立せしめてはならぬ僻説である。凡そ、文化を有する国民に在つては言語は口と耳との間

国語学は過去の語にも現代の語にも偏つてはならない

に授受せらるるに止まるものではなくして、文字により、文章として、盛んに用ゐられ、これによつて、各般の文化的事実が、絶えない進展をなすこととなるのである。今、若し、文明社会から一切の文字文章を奪ひ去つたならば、その文化は忽ちに消え失せて、野蛮の境に陥ることは明らかであらう。文字文章を無視するものは文化を詛ふものである。特に文語はわが国に在つては公式の語として之を尊重せねばならぬものであることは事実上明白である。それ故に口語も文語も共に生きた国語として国語学の対象としての価値には甲乙の無いものである。次に問題となるものは、その口語と目すべきものにも中央の語と目すべきものがあり、各地方地方にはそれぞれの方言があり、又社会の差異、職業の差異等によつて、それらの間に特殊の通用語がある。これらも国語の範囲に存するものである。さて又、国語といふものはその語を用ゐる個人の言語であることは勿論であるが、それは個人任意の産物ではなく、社会共通の意識を基礎として著しく客觀性を有するものであるが、その客觀性は亦著しく歴史的性質を有し、殆どすべての語はいづれも歴史的制約をもつてみると云つても差支ない程のものである。

以上の如く、国語学の対象は日本帝国の標準語たる国語で、口語、文語を通じ、古語、今語を通じ、中央語、地方語を通じ、一切の事実を包括すべきものである。即ち、これら国語の諸の事実を包括的に研究するものが国語学である。而して、それが學問である以上、これは知識のただの集積に止まつてはならないものであつて、それらの知識が統制せられて体系を有するものでなければならぬことはいふまでも無い。

国語学は、口語、文語を通り、古語、今語を通り、中央語、地方語を通り、一切の事実を包括する

## 国語学史の意義及び態度

次に考ふべきはこの学問の目的である。国語を学ぶといふことは種々の目的で行はれうであらうが、厳密な意味での国語学は国語の研究、その事を直接の目的とするものでなくてはならぬ。或る他の目的の為に国語を研究するが如きものは純粹の国語学とはいふことの出来ないものである。その国語の研究を直接の目的とする、この学問はその性質として国語に存するあらゆる事実、あらゆる現象を観察し記述して、それらの事実、現象の底に流るる理法を探究することを目的とするものである。

国語学といふものは大体、上述の如きものであるが、ここに、もう一つ論及しておくべき点がある。我々のいふ国語学は日本國の標準語を研究するものであるから、この国語を如何なる人が研究しても我々はこれを国語学といひうるかといふ問題がある。西洋人でも、支那人でも、わが国語を研究することはもとより差支無いことであるし、又事實上西洋人がわが国語を研究したその業績も多少存するのである。かやうな場合、これを国語学と称へて差支ないか、どうかといふことが一の問題である。西洋人のわが国語を研究したそれは西洋人の立脚地からいへば、日本語学といふに差支はあるまいが、国語学といふことは出来ぬ訳である。それ故に国語学といふ語を厳密に規定するならば、日本国民たるわれわれがわが国語として日本語を研究した時にはじめて国語学といふ名目を附けるべきものであつて、外人がわが国語を研究しても、それを国語学と名づくことは外人としては首肯せぬであらうし、われくもこれを以て国語学と名づくことは出来ない。しかし、その結果が見事なものであるならばわれくは外人の研究だからと云つて毛嫌する必要が無いの

厳密な意味での国語学  
は、国語の研究その事  
を直接の目的とする

で宜しくそれを採用すべきものである。しかし、それはわれくが採用しない限り、どこまでも国語学といふ名目でよぶことは遠慮すべきものである。要するに、国語学といふ名目を用ゐる以上、日本国民の間に起つて、日本国語を學問的に研究した結果そのものをさすのでなければならぬものである。

さて、かくの如き意味の国語学といふものが全然過去に無かつたものであるならば、国語学史といふものは無意味のものであらう。又それが過去にあつたとしても現代の国語学との間に歴史的の関係が無いものならば、これ亦、<sup>(また)</sup>国語学史といふものは無意味のものであらう。さりながら、多少なりとも過去に於いてそれらの研究が行はれた事があり、それらと現在の国語学との間に歴史的関係が在るとする時には国語学史といふ一の学問の存在するのが当然の事となるであらう。

学問の歴史といふものは或る点から見れば先進の苦心の跡をたづねて、再び同一の辛苦を繰返すといふ徒労をしないやうにする用意に供せらるる点もあるといひ得るであらう。又過去から現在にかけての研究の大勢を知り将来の指針を示す利益があるともいひうるであらう。しかしながら、さやうな功利的目的の為に国語学史が存在するものであるとは考へられぬ。一般に学術史の研究といふものは上のやうな功利的な目的を主として行はるるものでは無くて、それ自体が学術上の価値を有するものであるが、国語学史も亦、<sup>(また)</sup>明白に国語学のうちの一部門として存在すべき使命を有するものであつて決して他のものの方便では無い。卑近な詞で説明すれば、現在の国語学は要するに過去の研究の集積であると云

## 国語学史の意義及び態度

つてもよい点があらう。しかしながら、それはその業績が有機的に適切に整理組織せられた結果か、若しくはそれらを有機的に整理組織せむとしつゝある努力、若くはそれらを基として、その上に加へられてある努力であるともいひうるであらう。それ故に現在の国語の学問を正当に認識するが為には国語学史の智識が無くてはならぬものである。たとへば、「用言」といふ名目、「形容詞」といふ名目、「上二段活用」などいふ名目の如きでさへも、その文字やその通常の意味だけではわかるものでは無いのである。一般に文化的の事実、文化的の現象といふものはその歴史を知り、その理由を明かにしなければ、正当な認識を得らるるものでは無いのであるが、国語学も亦歴史的文化の產物であるから、それらの正当の認識を得むが為にも国語学の歴史を知らねばならぬものである。かやうに考へてみると国語学史は国語学のうちの一の重要な部門であつて、決して国語学の方便として存するといふやうな低級なものでは無いといふ事がわかるであらう。

しかしながら、国語学史の目的は上述の点に止まるものでは無い。これについては上に述べた厳密な意味での国語学といふことを顧みる必要がある。それは事實上、わが国語学はわが国民の間に自發的に起つたものであつて、外国の學術の移植でも無く、模倣でも無いといふ著しいこの事蹟を考へてみることを要するのである。わが國に嘗て行はれ、又現に行はれてゐる多くの学問のうちで外国からの移植でも無く、又外国のまねでも無く、わが国民の間から自発した学問を求むれば、その数は多くはあるまいが、恐らくはこの国語学がその著しいものの一つであらう。この意味から見れば、国語学はわれく國民が自國の語

に対する行ひ來つた自覺反省の結果であるといはるであらう。随つて国語学の歴史は国語に対する国民の自覺・反省の展開のあとを見るといふことになるであらう。この見地からすれば、国語学史は単に国語学の歴史といふだけでは無くして、国民が国語に対して行ひ來つた自覺反省の描写であるともいふことが出来ようし、又わが国語学史は国民の精神的生活の歴史的展開の一の相を投影せしめたものといふべきである。

国語学史は要するに一種の歴史であるからして歴史としての一般性質を具ふべきことは勿論であるが、学術の歴史に於いてその材料となるべき基礎的対象は学説である。然るに、その学説はもとより或る学者の説く所であるから、それを説いた学者も亦重要な研究対象となるべきであらうが、しかし、その中心点は、その学説にあるのであつて、その学説をなした源としてはじめて学者そのものにも歴史的価値を見るのである。かやうにして国語学史も亦それらの学説とその学説をなした学者とを研究の対象とすべきものであるが、学説と学者の伝記との臚列だけでは歴史にはならぬことは明かである。苟<sup>(まことに)</sup>も学術史である以上、その対象たるもののが如何なる學問的特質をもつてゐるか、又それが如何なる展開の過程に立つかといふことを説かねばならぬが、ここに学術史研究の態度について一言する必要を感じる。学術史の研究に於いては第一にその学的系統を明かにし、第二にその学的展開の道をさぐり、かくて史的展開のあとを明かにするのを目的とするものであるが、それが学問である以上、その史的展開のあとを体系的に組織立てて示さねばならぬものであらう。さてその研究の方法については或はその学者を主とする方法もあらうといふけれど

## 国語学史の意義及び態度

も、要するに、目的は学問の展開の姿を観察する点にあるから、その学説を主眼として論じなければならぬものであらう。而して或る学説については縦にはその由来を明かにすべきであるが、横にはそれがその時代の相及び同時代若くは先代の学説と如何なる交渉が在つたか、又同時の他の学問学者若くは学説と如何なる交渉が在つたかといふやうなことも委しくは議せらるべきものである。

かやうな目的を以て行はるこの学問は最初には先づ、過去の文献について、それを在るがままに正しく視ることからはじまるものである。この過去の文献といふものが無ければ、歴史の研究の基礎が無いのである。その文献について正しく視よといふが、それはそれに記された学説の本意をさとることを最初の手続とする。その本意をさるとといふことはそれに基づいて、その本性、特質をさとり、同時に価値の批判を下すべき基礎を得ようとするのである。この時にその本意を正しく理解し得ない場合には誤った歴史的評価をする虞があるもので、さやうな例は既に世に出でた国語学史の上にも存する。しかも、この場合に於いて、われくは現代的の智識を以てその批判の規準とすることをつゝしまねばならぬ。ここにその批判に関して一般的の用意を説くべき必要を感じる。凡そ我々が学問の歴史を研究する場合、その研究対象たる所の学者若くは学説に対して批判する場合には二様の見地からして観察し批判しうるものである。その一は学問上の絶対的価値の批判であり、他の一は歴史的価値の批判である。絶対的価値とはその学説が真理としてそれ自体に有する学術的の価値をいふのである。歴史的価値とはそれが或は前を承け、或は後を導

- 学説批判の二つの見地
- 学問上の絶対的価値の批判
- 歴史的価値の批判

過去の文献に記された  
学説の本意をさとる

く所の史的展開の過程の上有する価値をいふのである。事実の如何によつては絶対的価値が高いけれど、歴史的価値の著しからぬものがある。国語学史上でいへば、富士谷成章の業績の如きがその著しい例である。又絶対的価値が乏しいけれども、歴史的価値の著しいものがある。本居宣長の御国詞活用抄の如きがその例である。ここにわれくはこの二様の見方を如何様に取扱ふべきかを一考すべきである。絶対的価値のある業績は尊いものであつて、これを無視しては学術史の必要が全然無くなる。けれどもそれをただ並べただけでは歴史にはならぬ。ここにわれくはそれら絶対的価値あるものを探求して以てそれらの出現及び影響などの経路を正当に認識せねばならぬ。かやうに学的展開の経過を正当に認識するが為には絶対的価値は乏くとも歴史的価値に富めるものが史的展開の過程を明かにする必要上、学術史の上に重きをなすことになるのである。ここにわれくは絶対的価値の乏しいものでも、歴史的価値の豊かなものを見出すのである。かやうにして、はじめて我々は先達の成した研究のあとを正当に顧み、時代の特質を明かにし得るであらうし、かくして、過去より現代に及んだ国語研究の史的考察の目的を達しうるであらう。

以上は、私がこの国語学史を説かうとする一般的用意を明かにしたものであるが、ここに、私は、一般に歴史といふものの本意について有する根本的の疑を表明しておく必要を認むる。一般に歴史といふものは人生の進展する姿を説くもののやうに考へられてゐるやうである。然るに、私は文化といふものが時代を追うて必ず進歩するものであるとは信じ得ないのである。それは何故かといふのに古代に於いて高度の文化を有した国民が亡びて、

## 国語学史の意義及び態度

その文化がそれと共に消滅した例は少くない。文化が必ず進化するものであるならば、かやうな事は在るべき道理が無いのである。又わが国に於いても、古代に存した文化が、中頃亡びた例は少く無い。それ故に私は文化は決して進化ばかりするものでなくて、退化もあるものであるといふ信条をもつてゐる。それ故に歴史は必ず進展的過程を説くものであるといふことであるならば、私はそれらの歴史的信条を有する一切の人々に対してその点に於いて反対を表明するであらう。然らば、さやうに文化が進化し又は退化するのは何に基づくかといふに、それは要するに人々の努力に基づくのである。その努力が正当に行はれた時に文化が進展し、その努力が誤つて行はれ、若くは努力が、行はれなくなれば、文化は退歩し若くは滅亡するものである。かやうな事柄は国語学史の上にも存する。たとへば、鎌倉時代のはじめ頃に起つた五十音図の「オ」「ヲ」の所属の混乱が定家仮名遣をして「た」「を」の判定を濫にせしめ、萩原広道が、本居宣長の「はも徒はまと」の係の「徒」を誤つてから百年許ほかり人をしてその真意を誤らしめ、鶴峯戌申が、「はも」を主格としてから今日に至るまで人をしてそれらを主格の助詞として誤らしめてゐるやうなものである。さやうな訳であるから、われくの国語学史はただ、進歩のあとだけを辿るのでは不十分である。かやうな退化のあとをさぐり、而してそれらが、何によりて、再び、正当な認識を回復しうるやうになつたかといふことをも見なければ眞の歴史とはならぬものである。

わが国語の研究が厳密な意味での学問として成立するに至つたのは契沖の研究からはじまるものであると一般に認められてゐる。それ故に普通の国語学史は契沖からはじめらる

る。しかし、契沖の研究も実は契沖一人の力によつてあのやうに成立したものでは無くて、従前行はれたものにより、それを改めたり、訂したりした上に施されたものであるからして、その以前に全く国語の研究が行はれなかつたわけでは無い。そこで、この史要是その史的展開を知らうとする為に契沖以前にも溯つて研究するであらう。然らば、それはどこまで溯るべきであらうか。これにつきて考ふべきことは、先に私が云つた所の国語学史の目的の他の一、即ち国民が国語に対する自覚反省の跡をたどるといふ点である。国語学といふものが国民の国語に対する自覚反省の展開の結果が學として組織せられたものとする私の見地からすると、その史的発程はまさに国語に対する国民的自覚の起つた時におくべきものといはねばならぬ。それ故に、この史要是その国民的自覚の起つた時を以て史的研究の第一歩とするであらう。さうしてそれから契沖に至るまでの経過をたどるであらう。これまで真の学的研究は未だ起らなかつた時代であつたから、それを或は国語学前史といひ、契沖以後を眞の意味での国語学史と云つてもよいかも知れない。しかし、又契沖とても国語学といふ一括した学問を組織した訳でも無いから、要するに五十歩百歩である。それ故に私はかやうな区劃を設くことは必要が無いと思ふ。さうして、ここに論ずる所は歴史であつて、現代の評論では無いのみならず、現代については公正の評論を下すことは困難な事情に逢ふものである。それ故に現代以前に筆をさしおくべきであると思ふ。ここに人としては大槻文彦氏まで、事項として口語法研究の端緒を開いた所に筆を擋くことにする。

国語に対する国民的自覚の起つた時点を史的研究の第一歩とする

## 国語学史の意義及び態度

ここにこの国語学史についてなほ一言すべきことは外国人の日本語研究がこの国語学史に研究対象として入るべきであらうかといふことである。現代の国語学が、それら外国人の研究の業績によつて影響を受くる所があるとすれば、もとよりそれは国語学史の研究対象となるべきである。但し、われくが知らぬ間に我々と無関係にかれらがわが国語を研究したからと云つて、それが、われくと没交渉である間はわれくにはその認識さへも無いのであるから歴史的の関係などは無いのである。それ故に、私はさやうなものはわが国語学史に繰り入るべき因縁をもたぬものと認むる。しかしながら、多少なりとも因縁が生じてくれば、それは歴史の一源頭として説かねばならぬものとなる。今、私が、上の如く時代を限つて見ると、殆ど一も歴史的関係をそれまでに生じたものを見ないから、それらをとり入れて説明すべき理由が無いのである。しかし、今後の国語学の開展には史的関係を有すること少からぬことにならう。

## 二 奈良朝時代の文献に見ゆる当代の国語意識

ここに吾人は先づ、本邦最古の文献によりて当時の国民の国語に対する自識の度を観察せうと欲するのであるが、奈良朝以前の文献はその伝はつてゐるもののが稀で、これらの事実を徴するに足るもののが殆ど無いと云つても可い程である。それ故に、ここには勢主として、奈良朝時代の文献について観察し、その以前のものにして、自然、観察の標的となるべきものがあるときには併せて論ずる事とせう。

吾人のこの目的よりして最初に注目せらるべきものは所謂宣命書セイモンヤウガキにあらはれた国語意識であると考へらる。宣命書といふのは古の詔勅の國語で宣言せられたものを漢字で記載したもので、その書式が略ほほ一定の法式によつてあるものである。その概略をいへば、大体について、觀念をあらはす語即ち体言副詞并ならびに用言の本幹は大字を以て書き、用言の活用、複語尾、助詞の如きを小字で書くといふ記載の方式である。この方式の記載法は統日本紀に於いて宣命を書くに用ゐられ、爾來宣命はすべてこの方式によつて記載することになつてゐるので宣命書といふ名目も後には生じたのである。統日本紀に載せてある宣命の

奈良朝以前の文献は伝  
わつてゐるもののが稀

宣命書

\*複語尾とはいわゆる  
助動詞に対応する山田  
の述語。詳細は山田の  
文法論参照。

## 奈良朝時代の文献に見ゆる当代の国語意識

書式はその書の編者の考案ではなくて、当時の実際のまゝを登載したものであらうと思はることは、現に正倉院に蔵せらるる当時の宣命案の実物に徴しても明かである。又延喜式の祝詞も宣命の一種と目すべきもので、同じくこの形式をとつてゐるが、それに因み、一般に宣命及び祝詞は後世に至るまですべてこの方式によつて記載せらるのである。

かやうな方式の書き方が何時頃に生じたであらうか。続日本紀にある宣命はその第一が文武天皇御即位の詔であつて、今日はこれよりも古い宣命を見ることが出来ないのであるが、恐らくは宣命は文武天皇の時にはじまつたものではなくて、その起源はこの時よりも古い時代にあつたものであらう。日本紀の中に漢文で記された詔勅の中にも、もとはこの宣命書の方式であつたものも在つたであらうが、日本紀編纂の際に漢文に改められたものも少くは無かつたであらう。しかし、今はさやうな推測を止めて、現存のものについて説くべきであるが、彼の文武天皇の宣命は古事記、日本紀の編纂よりは十四五年乃至三十余年前に草せられたものである。

宣命書の実地についての研究は私は別に施してゐるが、その詳細はここにあぐることは出来ないから、大綱をつまんで述べる。

用言に於いては先づ形容詞に就いて見ると、語幹を大字に活用の部分を小字にしたものが多いけれども、また

天皇朝守仕奉事顧奈伎人等爾阿礼波  
の如くすべてを小字にしたものもある。

この場合には「ナキ」を補助語と思つたのであら

文武天皇の宣命。『古事記』『日本紀』の編纂より十四、五年ないし二十余年遡るもの

う。動詞に於いても大体同様であるが、その間の規律は形容詞よりも稍<sup>（やや）</sup>乱れてゐるかの如くに見ゆるが、それは複語尾の分出したものに多く見ゆる。動詞では又「マス」「タブ」「タマフ」「マヲス」といふやうな敬語を小字にしたもののが少くない。これらもその敬語を補助語と見たためであらう。存在詞では先づ「あり」では大字小字まち／＼であるが、

乾政官大臣仁方敢天仕奉倍伎人無時波空久置弓在官爾<sup>○○</sup>阿利<sup>○○</sup>  
其仁孝者百行之基奈利<sup>○○</sup>

（第五十九詔）

（第廿六詔）

の如く「爾阿利」「奈利」を小字にしたものがある。かやうにしたのはそれらを補助語と見た為であらう。

さて複語尾に在つては「所」「令<sup>シム</sup>」「欲<sup>ム</sup>」「將<sup>ム</sup>」「不<sup>ハメ</sup>」「而<sup>ナ</sup>」「可<sup>ベシ</sup>」等の漢語から直接に借用した字を用ゐる時には次のやうに大字を書くけれども、

何乎怨志岐所止志弓加然將<sup>ム</sup>為<sup>ム</sup>

（第十八詔）

それを万葉仮名で書く時には小字で書くことが例となつてゐる。その例

神我天神地祇乎率伊左奈比天必成奉无<sup>ム</sup>  
（第十五詔）

然るに又、

從今往前爾小過毛在人仁<sup>ム</sup>率<sup>ム</sup>流止之所聞波<sup>ム</sup>

（第卅五詔）

不<sup>ハメ</sup>言伎<sup>ム</sup>辭母<sup>ム</sup>言奴<sup>ム</sup>不<sup>ハメ</sup>為<sup>ム</sup>岐行母<sup>ム</sup>為<sup>ム</sup>奴<sup>ム</sup>

（第廿七詔）

受被賜持弓不忘不失可<sup>ム</sup>有<sup>ム</sup>伎表等之弓<sup>ム</sup>

（第十詔）

の如く、一の複語尾を示すに、其の意義を用ひて漢文のかぎざまで大字を以て記し、その

## 奈良朝時代の文献に見ゆる当代の国語意識

漢文式のかき方の下に送仮名の如くその語尾の音をば万葉仮名で小字に書いたものがある。この方ははこの宣命書の発生を考ふるに頗る重要な点があると考へらる。

次に又助詞の類は「之」「与」「者」の如く漢字の義によつて借用したものは大字で書いたけれど、その他の場合は小字にした。又接尾辞の「多知」の如きものも小字にした。

以上述べたやうな次第であるから、厳密にいへばもとより国語の、語の性質を十分に認識したとはいはるべきことではあるまいが、大体に於いて主要語と補助語との区別を知り、又観念をあらはす部分と言語操縦の方式の部分との区別を認め、又用言の活用と語幹との区別の存することを略識り得たといふべきである。かやうな方式を案出したそのはじめは既に述べたやうに明かには分らぬが、その案出した頃には既に、国民の間に、これを行つたに相当する程度の国語に対する自覚があつたものと思はるるのであるが、この自覚は何んに基づいて起されたものであるか。私はその自覚を誘ひ起すに至つた機縁が何であらうかといふことをここに採り試みようと思ふ。

ここに先づ考ふべき事は他のすべての助詞が小字で書かれてある間に「之」「与」「者」の三字だけが何故に大字で書かれてあるかといふことである。惟ふに、この三字は共に漢文の助辞で、その意義はわが「ノ」「ト」「ハ」といふ助詞と一致する点の存するものである。而して「与」が国語の「ト」として用ゐられてある場合を見ると、助詞の「ト」に多くの意義用法の在るうち、ただ「ト共ニ」の意をあらはす場合にだけ用ゐられてゐる。而してその「ト共ニ」の意は漢文の助辞の「与」の義にあたるものである。それ故にこの三字は

助詞の類、接尾辞

- ・主要語と補助語との区別
- ・観念をあらわす部分と言語操縦の方式の部分との区別
- ・用言の活用と語幹との区別

国語に対する自覚の機縁

漢文に本来用ゐられてあるによつて漢文と同じく他の字と同じ大きさに書いたものと思はるるもので、その漢文の中に類似の字が無くて、全く新に漢文をよむ為に附加しなければならぬ性質の助詞は小字で書かれたものと考へらるる。

次に、複語尾について見るに、これも大体は小字で書いてあるのに、その「將」「不」「而」、「可」等漢字に存するものは大字で書いてある。而してその場合には漢文の方式によつて書いてあるのである。それ故にこれらも亦かの助詞の場合と同じく、本来漢文の中に用ゐられた文字の在るものは大字にし、漢文の中に類似のものが無くて、全く新に加ふべき性質のものをば小字でかいたものであると考へらるのである。しかも、その上に、なほ考へてみるべきことは、その漢文の方式で書いてある場合に、上に例をあげたやうに、その複語尾に該当する音を示す字をば送仮名と同じやうにその下に加へ、一は意を示し、一は音を示し、二者相合してその複語尾の意と音とを全くする用を爲したもののあることであるが、これは純然たる漢文の訓点の方式を転用したものと云つてよいものである。

次に用言の中、敬語に属するものを小字で書くことが多いが、これも「給」「賜」「奉」など漢字の意義を用ゐるものは必ず大字で書く。又「して」「とし」「せり」「なり」の類を往々小字で書いてゐるが、これらはどういふ訳かといふに、これらも亦、上の助詞複語尾に関して行はれた主義によつて考ふれば了させらるる所があるのである。即ちこれらの多くは漢文をよむ際にその漢文として用ゐられてある以外に別に附け加へてよむべき語として往々用ゐらるるもので、それらの事は今日でも行はれてゐる事実である。この点から見れば、古代

漢文の中に類似のものが無く、全く新に加えるべき性質のものを小字で書く

奈良朝時代の文献に見ゆる当代の国語意識

に於いても、かやうな事実が行はれたもので、その方式が宣命書の上に姿をあらはしたものと考ふることが出来るであらう。

かやうに考へてくると、宣命書の中に往々体言をも小字で書いてゐることの理由をもさとすることが出来よう。たとへば、

今乃勅乎承用与先仁詐天勅止称天在事乎承用流己止不得止云天

(第二十八詔)

の「己止」の如きも亦、（まじ）本の漢文になくとも、その訓み方によつては往々加ふることのある語であるから、かやうに書いたと考へらるるのである。

かやうに種々の事情を考へて見れば、用言の活用を或は書き或は書かぬ事も、又かの漢文のよみ方を示す場合に往々存することであるから、それに準すればこれ亦（まじ）了会しうる所であらう。

段々述べて来た所を綜合して考ふれば、この宣命書の大字と小字との書き分け方は漢文の訓読法に大きな関係を有するものであると推定せらるるのであつて、之を基として考へて見るのでなければ、了会し得ない点が少くない。かやうに考へてくると、かくの如き刺戟を与へたものは漢文の訓読であつたと考へなければならなくなるからして、次には当時の漢文訓読法について考へてみることにする。

今日の漢文の訓読法は一種の妥協法であつて、その文章を漢文の形のまま保存し、之をよむには国語の法式によつたものである。かやうな方式を案出したものはなに人であるか、今日からして明かに知り難いとは思ふが、その起源は頗る古いものであらう。さうしてそ

宣命書の大字と小字との書き分け方は漢文の訓読法に大きな関係がある

の訓説に用ゐる特種の方法は当時の国民の国語に対して有してゐた或る種の認識或る程度の認識を示すものであるといふことが出来るであらう。よしや、之を按出したものは国語に対しての明確な自識が在つてした事で無いとしても、その国語に対して或る意味での自覚の存したものと推定するといふことは必ずしも無理なこととはいはれないであらう。

漢籍がはじめて本邦に輸入せられた当初は、仮りに漢字の一字一字をば、わが一語一語にあてて訳したとしても彼に在つて我に在つて彼に無いといふ語が在つたに疑ひはない。而して彼是有無の相違が觀念語の上に止まるものであるならば、彼に存して我に無い語はそのまま借用するか、若くはわが語を幾つか集めて翻訳するかなどの事で、どうにか処置をすることが出来る訳であらうが、彼我の言語の性質の差異から生ずる語の方式の差異になると、上述のやうな簡単な手続ですますことが出来ない。さて、その言語の性質の差異から生ずる方式的の差異の主たるもののは第一に語の配列法の差異、第二に用言の活用の有無、第三に助詞助辞の有無の差異である。第一の語の配列法の差異は我らの祖先は漢文の形を原文のままにしておき、之を読むとき、その文字を或は飛び越え、或は跳ね返りなどして國語の配列法の順序によつて読むといふことを按出した。第二の活用の有無は漢語にも用言に該当する語があるから、それらをばわが用言にあててよんだのであるが、彼に存在しない部分即ち活用及び複語尾はその必要に応じて加へてよまねばならぬことはいふまでもない。第三の助詞と助辞との問題は漢文の助辞の或るもの、たとへば「ノ」に似た「之」、「ニ」「ヲ」に似た「於」、「ト」に似た「与」、「ハ」に似た「者」の如

訓説の方法に、国語に対するある種の自覚の存在が示されている

- ・言語の性質の差異から生じる方式的の差異
- ・語の配列法
- ・用言の活用の有無
- ・助詞、助辞の有無

## 奈良朝時代の文献に見ゆる当代の国語意識

きものはこれをあててよむことも出来るが、さやうなものにあつても語の配列の上からいへば、著しく違ふもので、転倒してよまねばならぬものである。又著しく性質の違つたものは彼になくして加へてよまねばならぬもの多く、又彼の助辞の「焉」「矣」の如きものは國語には訳しうべき語は全くないから読まずにおくより外に方法が無い。以上の事柄は現今の漢文のよみ方の上にも存するものであるが、それの起源は頗る古いものと考ぶる。その証はそれらの漢文の訓説によつて伝へられてゐる用語なり又語法なりの中には奈良朝若くはその以前のもので無ければ、ならぬものがあるのでもわかるのである。もとより漢文の訓説法にも古来多少の変遷が在つて今日の訓説法は古来のままのものでは無いが、根本の主義は古今を通じて一貫してゐるのである。

さて立ちかへつてこの漢文の訓説の為に漢字に添へてよまるる國語の方式的部分は古来捨仮名などと称へらるるやうに仮名を以て示したものであるが、その仮名といふものは漢字渡来以後漢字を<sup>（しはなし）</sup>屢<sup>（しばしば）</sup>使用した結果、脱化して生じたものであるから、当初から捨仮名の在つたもので無い事はいふまでも無い。然らば仮名の生じなかつた以前に漢文の国説が無かつたか、或は又仮名の発生をまつてはじめてその訓み方が発明せられたかといふに、宣命によつて推定したやうに決してさうでは無くて、恐らくは仮名の発生以前からしてそのよみ方は存したものであらう。さうしてそのはじめは、口より伝へられたものであつたであらうが、さうかうしてゐるうちに、之を目に訴へ、記載して伝へようといふことも按出せられたであらうとも思ふが、仮名の発生以前に按出せらるべき方法としては万葉仮名即

ち漢字を音字に仮借してそのよみ方を旁注する事であつたらうが、それらの実例は平安朝初期の儒仏の書に往々見る所である。しかし、又別にその他の方法で之を示すことが無かつたかと考ふるに、古来伝ふる方法の一として漢字の隅や旁などに点又は符号を加へて約束的によみ方を示すものがある。現今漢文を国語でよむ有様を明かに示すことを名づけて訓点を施すと云つてゐる。その漢文に訓点を施すといふ事實を見るに、返り点を施し、捨仮名をさすことをいふのであるが、その主な部分を占むる捨仮名は点と名づけらるべき性質のもので無い。また返り点といふものも、「一、二、三」「上、中、下」などの文字を用ゐる場合には点といふ語にそぐはない。それ故に訓点を施すといふ場合に、その語とその事実との間に吻合しない点のあることは明かである。しかしながら古代にあつては漢文の訓読の為に実際に点を施した事実がある。その点は漢字の傍、その四隅又は四隅の中間並に中央などに朱で施したものであつて、その点の位置によつて一定の約束を立ててよみ方を示すことにしたのである。それ故に仮名といふものを工夫した以前に漢文を国語によむ場合を記載して示さうとして、上述の返り点の外にこの朱点を加へて示す方法をとつた事があつたであらうといふことを想像しうべきである。これらの訓点法は恐らくは仮名の発生以前に按出せられたものであらうが、仮名の発生があつて後はその仮名を用ゐれば、点は用ゐるずともよからうと思はるのに、やはりこの点を用ゐた。これは恐らくは一は諸家各<sup>（ぶのぶの）</sup>秘密を貴んだ為と、一は当時既に久しく用ゐ馴れた為に容易に止められなかつた為とであらう。而して、それらの点は学者によつて往々その例を異にしたり、又時代によつて

漢字の隅や旁などに点  
又は符号を加えて約束  
的によみ方を示す

仮名の発生以前に漢文  
を国語によむ場合の訓  
点法

## 奈良朝時代の文献に見ゆる当代の国語意識

多少の変遷もある。それら諸種の点法を抽象した図式を一般に点図といふ。その点図はいろいろあるが、そのうち普通に行はれたものは



の如き約束によつてよむもので、世にこれをテニヲハ点ともヲコト点とも名づけた。これらの点はその大綱は大体上述の例の様であるけれども、そのこまかい部分は種々の例があつて、家々によつて異なるものがあつた。さて、平安朝の初め頃の文献には仮名とこの点とを交へ用ゐたものが在るが、後には次第に仮名の方の勢力を増し、鎌倉時代以後新に施した訓読にはこの点は次第に稀になり、後には返り点以外、全く用ゐないやうになつた。しかし、その名目だけは永く用ゐられて今日に及んでゐるのである。さてこのやうな点法がどうして按出せられたかといふことについても多少いふべき事もあるが、ここには略する。さて現存の漢文（仏經又は漢籍）の中での訓点を施した実例を徵すべき文献は現今では平安朝初期以上に溯る事が出来ないやうな状態である。そこで、この訓点を加ふる方法は平安朝初期に按出せられたもののやうに見る説もあるが、その論拠は主として現存の文献についての事である。しかし、理論上からいへば、既に仮名が生じた後にわざ／＼かやう

な迂遠な方法を按出する道理は無いからして、これらの場合の按出は仮名の発生以前であつたらうと想像することは強ち不当の事では無いであらう。もとよりこの点法自体にも変遷があつたであらうから、その原始時代のものは恐らくは頗る簡易なものであつて、時の下降につれて段々複雑になつたものであらう。かやうに考へてみると、上に述べた点図のうちに奈良朝若くはその前から在つた点を記載したものでは無いかと思はるものが有る。たとへば興福寺法相宗喜多院の点図、又順曉点、又経点と題した点図に見ゆる、字の中央にある「イ」点の如きものがそれである。この「イ」の点は奈良朝以後には行はれなかつた「イ」といふ主格を示す助詞を示したものであるから、平安朝以後の人の案出すべきものでは無いのである。それ故に平安朝時代に案出したと思はる点図にはこの「イ」をば全く省いてその位置に「ノ」点をおいてゐる。それ故に奈良朝以前にもかやうな訓点法の行はれてゐたらうといふことは空論では無いのである。

現存の点図には最初の訓点を示したものがあるかどうかは疑ふべきものであるけれど、われくの祖先が、かやうな方法で漢文を国語化してよむことの出来るやうに試みたであらうといふ事は想像しうることであり、又そのよみ方の考案をめぐらすにあたつては漢語漢文と国語との性質上の差異を隠しながら考へ、同時に国語の語法上の特質に思ひ至り、点を借りてそれらの特徴をあらはしたものであらうといふことは考へらるのである。それ故に私はこの訓点法によつて示された事実と宣命書によつて示された事実とが、相表裏して、古代のわれくの祖先の国語意識の如何なるものであつたかといふことを徵するに足る

## 奈良朝時代の文献に見ゆる当代の国語意識

ところの重大な事項であると思ふのである。

かやうな事を考へて、一方万葉集を見ると、その卷十七の大伴家持の詠霍公鳥歌一首の歌詞の下に注記して一首には

毛能波三箇辞闕之

といひ、一首には

毛能波氏爾乎六箇辞闕之

とある。これは「モ」「ノ」「ハ」といふ助詞、又は「モ」「ノ」「ハ」「ニ」「ヲ」といふ助詞と「テ」といふ複語尾とを用ゐずして歌をよんだといふことで、歌としては一種技巧を弄したものであるが、われくの語学的見地から見れば、頗る重要な事実を告ぐるものである。これについて吾々の軽々に看過することの出来ない事はこれらテニヲハの類をば、他の語の類と区別することを知つてゐ、且つ、その「モ」「ノ」「ハ」「テ」「ニ」「ヲ」をば各々一個としてかぞふることを知つて居り、又それらを除いて歌をよむことは容易な事でないとしたので、これらが国語の中に於いても重要な性質を有することを知つてゐたと想像することが出来る点である。なほその上に、それらをば「辞」といふ語を用ゐて示したことも支那でいふ助辞の意で用ゐたもので、これ亦偶然だとは思はれないでのある。支那に於いて助辞と觀念語との区別を認めたことは六朝の頃に既に在つたのであるからして、（顏氏家訓音辭篇）この時本邦にその意味で辞といふ語を用ゐることは有りうべき事である。かやうに考へてみると、彼の歌の作者家持は籠げにもせよ、これらの複語尾「テ」助

詞「モ」「ノ」「ハ」「ニ」「ヲ」の如きものと觀念語との間の性質上の差別を認めてゐたものと想像しうるであらう。さうして、これら六箇の辞は漢文の訓読法によりて考へさせられた智識と深い関係があるであらうし、一方これらは訓点とも深い関係のあるものであることは明かに考へらるものである。

以上の如く考へ来れば、奈良朝時代の国語意識は髪髾として認めらるる点があると思はるるのである。

さても漢文の訓読に於いて、「テ」「ニ」「ヲ」「ハ」の類を点で示した為か、往々これらの助詞の類をば点と云つたこともある。たとへば興福寺喜多院の林懷（平安朝中頃の人）の著と称せらるる三十三過本作法といふ因明の書の中に

問、曰、懷鬼非<sup>ノ</sup>月<sup>仁</sup>志<sup>毛</sup>時有<sup>ノ</sup>何過<sup>ヲ</sup>耶。

答曰、若加<sup>ノ</sup>志<sup>毛</sup>点<sup>ノ</sup>時有<sup>ノ</sup>相符<sup>ヲ</sup>過<sup>ヲ</sup>。

とある。ここに「志毛点」といふのは「懷鬼は月にしもあらず」といふ時の「しも」といふ語をさしたものであつて、何も点発の点をさして云つたものでない。それ故にここにいふ点といふ語は、今の術語でいへば、「テニヲハ」又は助詞といふやうな意味をあらはしたものであることは明かである。而してかやうな関係語を点といふことは漢文の訓読より來たものだとする外に説明の下しやうが無いのである。これらによつて考へて見れば、わが國に於いての漢文の訓点の術語がいつしか語の識別の術語とまで転変したことを見るべきであるが、今いふ「テニヲハ」といふ語も既にいふ如く本来訓点上の術語であつたので

\*觀念語。山田文法では、体言・用言・副詞を觀念語として括る。正確な定義の詳細は山田の文法書参照。

テニヲハまたは助詞というような意味の<sup>ヘモ</sup>

漢文の訓点の術語がいつしか語の識別の術語にまで転変した

奈良朝時代の文献に見ゆる当代の国語意識

ある。

以上、縷々述べ来つた所を以て知らるる通り、吾人は漢文の訓読が国語学の種子をやどす畠となり、之を培養してその萌芽を生ぜしむべき機縁となつたことを思ふべきである。もとよりかくなるには内は国民の国語に対する反省自覺の度が、かやうな意識を起すべき程度に在つたものでもあらうが、その動機を与へたものは漢語漢文の訓読であつたであらう。即ち漢語漢文の訓読が機縁となつて生じたこの萌芽が後來展開して国語の各方面の研究を導いた事は用言の活用複語尾の認識、又語の配列法係結の組織等を中心すべてテニヲハと唱へ來つたその一事を以ても思ひ半に過ぐるものがあらう。

漢文訓読が国語学の種子をやどす畠となつた

SAMPLE  
Shoshi-Shinsyu.com

### 三 倭名類聚鈔の出現

凡そ漢字を本邦に輸入してから最初に起つた問題はその漢字又は漢語の各個が国語のいかなる語に該当するかといふことであつたらうと思はるるのである。かやうに個々的に見て考ふることは国語と漢語との性質の差別といふやうな概括的智識よりも遙に早く行はれたことは疑ひも無い事であるが、それらのものが多く集積して載録せられて一定の組織ある字書の体をなすに至ることは必ずしも、その概括的智識よりも早くあらはれたとは断言し得ない筈である。これからそれらの事実の考察にうつつてみようとする。

この国語と漢字漢語との対照は実地の問題としては既に履中天皇の朝に諸国に国史を置かれた時に起つてゐたであらうし、又推古天皇朝の金石文に微して知らるる所であるが、古事記日本紀の編纂の時には著しく問題となつて苦心せられたであらう。ことに古事記の序文（即ち上表）に於いてはその苦心の程を明かに述べてあるのである。今ここには古事記、日本紀によつて、それらのことが如何に行はれたかを見よう。これについて見るに、その対照のし方に二様の方法を見る。一は文選などに見る如く漢文の中に往々音注訓義を加ふ

倭名類聚鈔の出現

るものである。それは次の如きものである。

天之常立神訓常云、登許、訓立云、多知  
国中之柱柱此云、美篋旨邇  
(日本紀、二)  
(古事記上)

他の一の方式は妙法蓮華經などの如く文の一章の終りに及んでその章中にある語を摘出して之に注するもので、日本紀の卷一、二にはこの方式も用ひてある。以上の二の方法は漢字漢語に国語をあてて示す最初の方式であつたであらうが、それらの方法は古事記日本紀のみならず、他の書に汎く用ひられたであらうこととは、風土記や日本靈異記などを見て知らるるところである。

さて、これらの訓注を施すことははじめは漢籍仏書に行はれたものであらうが、さやうにしてゐるうちに、それらの訓注だけを集め録した成書の行はるることになるのは自然の勢であらう。それは漢訳仏典の為にはやく支那で行ひ来つたもので、玄応の一切経音義、希麟の統一切経音義、惠苑の新華嚴経音義その他、涅槃経音訓、法華経音訓などの如きものが少くない。わが国でもそれらの音義を伝へてゐるうちに、それらに国語を加へ注したものも往々ある。即ち飛鳥寺信行の涅槃経音義などがあつた。今、国宝になつてゐる新華嚴経音義私記（小川睦之輔藏）などは、それらのうち現存してゐる最も古いもので、その国語は万葉仮名で注してあつて、その語のさまを以て推すに、奈良朝の末頃に出来たものであらう。それより後東京帝室博物館蔵大治三年書写の一切経音義の第一巻に附してある新華嚴経音義、又嘉禎二年に信瑞が著した淨土三部経音義などがある。

上にあげたものは漢文でその語の義を注し、たましく國語にも及んだものであるが、それより一步転じてこれらの文字について必要なものだけを抽出して音訓のみを注したものがあらはれた。それらのうちで吾人の知つてゐる範囲で最も古いものが、承暦<sup>(1077-81)</sup>の頃に出来た最勝王經音義である。それにつづいては大般若經音義（名古屋真福寺に上下二巻を藏し、石山寺に中巻を藏す）法華經音訓（至徳三年版<sup>(1386)</sup>）等がある。これらは經文の順序によつて文字を排列したもので、字書の体を具へては居ないが、實質に於いては字書といふべき性質のものである。<sup>なほ</sup>この類には天台六十巻音義（又難字記といふ、承応二年出版<sup>(1653)</sup>）法華音義（快倫著慶長十年）等がある。

さてかやうに音注音義の行はるるに及ぶと、それらの文字を分類彙聚して字書の如き体に編纂するやうになるのは自然の勢であらう。ここに私は本邦の字書のはじめについて観察することにする。

本邦で著された字書の最も古いものは何であるかといふ事は今日に於いては明かに知られては居ない。天武天皇<sup>(682)</sup>十一年に境部連石積等に命じて新字一部四十四巻を造らしめられたことが日本紀にある。それを辞書であるといふ説もあるけれど、何等の手がかりなるものが知られてゐないから今何ともいふことが出来ない。源順の倭名類聚鈔の序によれば、その以前に在つた書で国語を徵すべきものとしてあげたものは辨色立成、楊氏漢語抄、和名本草、日本紀私記等である。これらは今に伝はらないもので僅かに倭名類聚鈔などによつてその一斑を伺ふに止まるものである。辨色立成は本邦人の著のやうに考へられ易いけれ

## 倭名類聚鈔の出現

ど日本国見在書目録（これは漢籍だけの目録である）の中に載せてあるから支那伝来のものであらう。それに和名を載せてあるのは、その書に本邦人が和名を注記したのであらうが、これは恐らくは新華嚴經音義私記の如く奈良朝時代にしたわざであらう。

楊氏漢語抄は倭名類聚鈔の序に「養老所伝楊説纏十部」とあるのを見れば養老年間に支那人めかして楊氏と名のつた人間が編纂したもので、その部類が十部になつてゐたものであらう。さうすれば、この書は恐らくは本邦人撰述の字書としては最古のものであらうがはやく佚して今に伝らず僅かに倭名類聚鈔に引いてある所を以て一斑を知るだけの事である。さて本邦の字書はそのはじめ漢字書に倣つて編したものであらうが、漢字書はその組織から見れば三の種類に大別することが出来る。第一の類は字義によつて求むるもので、爾雅を基として之に準拠するものである。本邦でも貝原益軒の和爾雅、新井白石の東雅などとの書名はこれに基づくものである。第二の類は字形によつて求むるもので説文解字を基とするもので、専ら字書と唱へらるるものである。第三の類は字音を求むるもので韻を基として編纂してあるから専ら韻書と唱へらるのである。養老の頃に編した楊氏漢語抄は如何なる組織であつたか、明かには知られないが、倭名類聚鈔に引いてある所を見れば

楊氏漢語抄云「白雨和名无良佐女暴雨一種也」

楊氏漢語抄云「弄鈴須々止利」

のやうに漢語をあげて之に和名を注したものであつたと見ゆるからしてこれは恐らくは爾雅類に属するものであつたらう。而してその十部といふのは爾雅に似た部門を立てたもの

- 漢字書の、組織から見た三大別
- ・字義によるもの
- ・字形によるもの
- ・字音によるもの

であらう。今倭名類聚鈔に明かに楊氏の名をあげて引いた百七十余の逸文を一括すれば、それによつて養老の語彙の一端を推知することが出来るであらう。

さて現に存する本邦人撰述の漢字書の最も古いものは、弘法大師の撰した篆隸万象名義三十巻（現存国宝）であらう。それより後久しからずして滋野貞主が淳和天皇の勅を奉じて撰した漢文の類書秘府略一千巻の大著もあらはれ（現存二巻、国宝）その後又問もなく東宮切韻といふ韻書も著された。（これは菅原是善の著であるが、佚書となつて倭名類聚鈔や淨土三部経音義などで一斑を知るに止まる）かくの如く字書類書韻書の編纂が平安朝の初期に既に本邦人によつて行はれたが、これらは国語を目的としたものでもなく、又国語を注記してゐないから、吾人の当面の問題とすべきものではない。ただかやうに本邦人の間に字書、類書、韻書の編纂があつた以上は国語を注する字書の起るべき素地が既に出来てゐたことを思はしむるものである。

篆隸万象名義、東宮切韻に次いであらはれたものは新撰字鏡である。これは僧昌住が、宇多天皇の寛平四年に稿を起し、醍醐天皇の昌泰年間に完成した書で、もとより漢字書たるものである。然しながら往々国語を漢字（即ち万葉仮名）で注記してあるによつて国語学者の貴重な研究資料ともなつてゐる。これは元来十二巻の本であるが、僧徒の間にのみ伝へて汎く学界に知られなかつたやうである。近世に至り、これが学界に知らるるに至つたのは村田春海が一巻の抄録本を得てからであつた。（享和三年正月丘岬俊平校訂刊行）然るに文政の頃から天治書写の十二巻の本の世に存することが知られて、安政の頃それが完全

字書、類書、韻書の編纂は、国語を注する字書の起るべき素地が既に出来ていたことを思わせる

僧昌住著『新撰字鏡』

倭名類聚鈔の出現

に世に現れて來た。その天治本十二巻は今東京帝室博物館に藏せられてある。この書はその収容した文字の数は二万九百三十余字、その外小学篇の字四百三十余字、連字部、重点字部、臨時雑要部の字はその数の外である。

新撰字鏡に国語を注記したものは抄録本と天治本とに於いて出入異同在つて、必ずしも一致しないが、天治本の方が稍多<sup>(やや)</sup>い。今二者を通じて見ると、概算三千に近い。さて、その資料となつたものは如何なるものであるかと見るに、その序文の中に

亦於字之中有東倭音訓·是諸私記之字也。

とある。これによれば、その資料とした書に本邦の語を注記した私記と名づけられたものの少くなかつたことを想像しうるであらうが、その書名は伝へられてゐない。それらのうちには或は倭名類聚鈔の序にいふ所の辨色立成、楊氏漢語抄、日本紀私記の如きものも在つたかも知れないと思はるが、それが何の字書についたのかは断言も出来ない事である。

新撰字鏡は上述の如くであるからわが国の古語を研究する資料として頗<sup>(すこ)</sup>る貴重すべきものであるけれど、本来漢字書であるし、その出典も明示せられてゐないから、吾人の研究からいへば旁系に属するものといふべきである。しかしながら、その小学篇の字、本草の木草鳥の異名、臨時雑要部の大部分はその文字に和訓を与へただけのものであるから、それらの部分は漢和字書の性質を帶びてゐるものである。これは国語を専らとする辞書の要求が漸く深くなりつつあつたことを語るものと考へらるる。

漢字漢語に対して国語を注記することを主とした書は既に述べたやうに恐らくは楊氏漢

語抄をはじめとするであらう。それについては延喜の御宇に大医博士深根輔仁が勅を奉じて撰した和名本草であらう。（今本草和名ともいふ書である）これは薬物の漢名を標題として、それに和名を注したもので、種々の点から見て貴重なものではあるが、字書といふべき性質のものではない。

日本紀私記といふものは、倭名類聚鈔の序にいふ所のものは延喜の頃に山城権守矢田部公望の撰した三巻の書をさすのであるが、それははやく佚して倭名類聚鈔や釈日本紀に引いてある文で一斑を推すに止まるものである。しかし、日本紀の私記といふものはこれだけではない。釈日本紀には弘仁私記三巻の名が見え、その序文も見え、又往々古語の解釈を施した部分も引いてある。これは弘仁三年に多朝臣人長が進講した時の私記である。又養老私記の文を釈日本紀に引いてある。それらは誠に僅かしか見えないけれども、いづれも日本紀の字又は語を摘出してよみ方や意味を注したものであつて、それには国語についての意見も見得るが、公望私記のはことに国語の注が多く見得る。それらが倭名類聚鈔の典拠の一部となつたことは当然の事である。

倭名類聚鈔は醍醐天皇の皇女勤子内親王の令旨を承つて源順が撰んで奉つた書である。

この書の成った年月は詳かでないが、醍醐天皇を先帝と称してゐるから朱雀天皇の御宇であり、勤子内親王の薨せられたのは天慶元年十一月であるから、結局承平年中に出来たものと推定せらるる。この書の伝本には二十巻本、十巻本の二種ある。世に流布してある本は二十巻本で、その版本は元和三年の活字本をはじめ慶安元年同十一年寛文十年貞享五年<sup>1646</sup><sub>1670</sub><sup>1688</sup>

## 倭名類聚鈔の出現

等に整版本が屢々刊行せられた。その古写本は伊勢の中西信慶の蔵本和学講談所の蔵本なども在ったが、いづれも後のもので、鎌倉時代以前のものを見なかつた。近頃、もと高山寺に在つた本の零巻が世に現れて国宝になつた。これは原本の約四分の一の分量に止まるけれども平安朝末期の書写になるものである。十巻本は從来すべて写伝本であつて、しかも世上に知られなかつたが、狩谷楳斎が之を貴重なものと認めて、考証を書いてから学界に重んぜられるやうになり、その考証本が、明治十六年に箋注倭名類聚鈔といふ名で出版せられてから、世人がひろく之を見得るやうになつた。なほこの外に天文年間書写の五巻の本もあるが、それは十巻本の系統に属する略本である。

この書は先づ意義によつて部類を立てて漢字を標出し、それに対して典拠と和名とを注記したものである。その二十巻本と十巻本との差異は単に巻数の差異に止まらず、内容に廣略の著しい差があるのである。即ち二十巻本に存する部類で、十巻本に全く存せぬ所もあり、又部類の分け方も違ふ。今それらの詳細を説く違違をもたないが、要するに十巻本が原本であつて、二十巻本はそれを増補改修してしかも、完全にその功を畢へない点の存するものであることは疑が無い。ただその二十巻本にしたのが誰であつて、何時に出来たかといふことについては学者の間に種々の意見がある。しかしながら後人の増修したもので、その増修は平安朝末期以前に行はれたものであることは研究の結果今日では疑はれぬやうになつた。

さてこの倭名類聚鈔の体裁は何に基づいたかといふ問題もあるがそれは今いはぬ。次に

『箋注倭名類聚鈔  
『倭名類聚鈔』増修本  
狩谷楳斎考証本  
安朝末期以前

資料として如何なるものをとつたかといふ問題がある。それについては既にいふ如く序文の中に多くの書目をあげてあるのであるが、その名をあげないで、

其余漢語鈔不知・何人撰・之甲書・或呼為業書。

といふものがある。本文の中にも盛んに「漢語抄云」とか「或俗語抄云」とかいつてあるものが見ゆるが、それらの詳細は今日からして知り得べきでは無いが、本書以前に楊氏漢語抄はじめ同類の書が世に多く行はれてその説く所が区々であつたといふことを見るべきである。それ故に序文の中に「汝集彼數家之善説·令我臨文無所疑焉」とある如く、それら区々になつてゐたものを統理整頓する為にこの書が生じたものと見らるるのである。この点が国語学史の上から最も重要視せらるべきものである。而して、それら從来の多くの書が、漢語抄と名づけてゐたのに対して本書が倭名といふ名をつけたといふ事は頗る注意すべき事実である。抑も、本書の編纂は何を目的としたものであるかといへば、その序文に示す通り、本来国語を解説することを目的としたものでは無くて、個々の漢語に該当する適切な国語を示さうとしたものであるから、漢語を本位としたことは勿論であるが、従來の多くの漢語抄が和名を注しつゝ漢語抄と云つたに對して、大体同じ性質のものと見ゆる本書が倭名鈔と名づくるに至つたといふことは重点を国語に置いたことを示すもので國民が国語に對しての自覺の進んだことを証するものといふべきである。

『倭名類聚鈔』の資料は  
いかなるものか

『倭名類聚鈔』編纂の目的は個々の漢語に該当する適切な国語を示すこと

## 歌学の興起と国語字書の出現

## 四 歌学の興起と国語字書の出現

われくの祖先が国語に對して反省自覺をなしはじめた機縁が漢語漢文に在つたらうが、一旦自覺を起した以上、決してそれらの漢語漢文の拘束をうくるものでは無いのである。わが国の特有の文字としての仮名の生じたのもこの自覺の一のあらはれであると考へらる。而して、この仮名が自在に駆使せらるにつれて平安朝時代の上期の末頃から和歌が大に勢力を得て、終に歌学の興隆を導くやうになつた。

この歌学は最初如何にして形づくられたかといふにその源は支那の詩論の模倣に在つたことは殆ど疑ふことが出来ないが、その最も古いものは光仁天皇の御宇に藤原浜成が勅を奉じて撰したといふ歌経標式だといはれてゐる。その後喜撰作式、孫姫式、石見女式などいふものがあらはれた。これらは支那の詩論の模倣若くは直訳に止まつた觀のあるものであつたが、それが導火線となつて真正の歌学を生ずるに至つたものであるから歴史的価値はやはり認められねばならぬものである。かやうにして起つた歌学も、後には和歌の実地に即した説を生じて著しい発達をした。そ

支那の詩論の模倣を源とする歌学  
仮名が自在に駆使されるにつれ平安朝時代の上期の末頃から和歌が大に勢力を得て、終に歌学の興隆を導いた

の事を実際の上から眺むると、宇多天皇の頃から歌合といふことが漸く行はれ、延喜天暦の頃には頗る盛んになり、それより後は愈々それが進んで行くだけであつたが、歌合には勝負の判を下すべき必要があるから歌の批判をなすべき標準を知らむが為に歌学の興隆すべき運命に在つたといふべきである。果して天慶八年には壬生忠岑の和歌十体があらはれ、一条天皇の御世には藤原公任の新撰髓脳、和歌九品などがあらはれた。これらはいづれも簡単なものだけれど、和歌の実地に立脚したものであつて、支那の詩論の直訳や模倣ではなくつた。その公任の前後からして道済の和歌十体、能因の歌枕、伯母口伝、隆源口伝などがあらはれ、平安朝末期歌学勃興時代には藤原仲実の綺語抄、藤原範兼の和歌童蒙抄、源俊頼の無名抄、藤原清輔の和歌初学抄、袋草子、奥儀抄、顯昭の袖中抄、上覧の和歌色葉集等を生ずることになつた。

かやうに歌学の流行につれて古歌の研究も亦盛んになつた。古歌の研究は天暦の御世に和歌所をおかれて万葉集の訓点を施さしめられた事実もあるが、和歌の流行し、歌合の盛んに行はるるにつれてその批判の際に古来の例証をあぐる為だけでも古歌を知つてゐる必要が生じたであらうが、その上に和歌道の修養の上にも古歌の研究を必要としたであらう。さうして歌学の上に於いてもその証拠を古歌に求めなければならなかつた時代の風であつたからして、平安朝末期の歌学書はその大部分を古歌の研究に費してゐたもので、綺語抄、和歌童蒙抄の如きものは殆ど全巻を古歌の解釈に費してゐる有様である。然るに、当時はその古歌とは時代が隔つて当時の言語だけでは了会し得なかつた為か、それら古歌の研究

歌合に勝負の判を下す  
必要から、歌の批判の  
標準を知るために歌学  
が興隆

支那の詩論の直訳や模  
倣を脱する

平安朝末期の歌学書は  
その大部分を古歌の研  
究に費した

## 歌学の興起と国語字書の出現

といふものは古歌の類聚の如きものも多少は行はれたが、その主とする所は古歌の難義を解釈するといふことに在つたものと見えてゐる。さういふ訳でその研究は終に転じて古語の解釈を主とするといふ有様になつた。即ち綺語抄、和歌童蒙抄、奥義抄、袖中抄の如きは歌学の書として貴重せられたものであるが、今日の吾人の目にはいづれも古語の解義を下した書として見らるるもので、当時の学者の国語に対する智識の程度又国語を研究するに如何なる主義原理を立てて臨んだかといふことを知るべき資料として役立つのである。

そこで、その頃の所謂歌学書の多くが、古語難語の解釈に対して用ひた方法を見るに、三様の方法が見らるる。一は藤原教長の古今集注、頤昭の古今集、拾遺抄、散木集等の注の如く、歌をば、原書の順に従つて掲げ、その中の語を解釈しつつ進む方法をとるものである。二は俊頼の無名抄、又奥儀抄、袖中抄の如く歌集によつて大体を分け、その各歌集中に於いて語を標出して解釈を施す方法をとつたものである。三は綺語抄、和歌童蒙抄の如く、その言語をば基として、部類分をしてその部類の内に於いて語を標として解釈を施す方法をとつたものである。この第三の方式のものは国語そのものの研究を主としたものと云つてもよい形になつてしまつたものである。そこで、この方式をとつた書について一往観察する必要があると思ふ。

綺語抄は三巻で、藤原仲実の著であるが、著作年代は明かでないけれど、仲実は<sup>〔一〕</sup>保安二年に死んだ人である。この書は全部語の研究にあつたもので他の事項は少しもない。而してその部類を天象部時節部坤儀部からはじめて動物部植物部に終る十六の部門にわけ

古歌の難義の解釈から  
転じて古語の解釈を主  
とするようになった

## 古語難語解釈の三方法

『綺語抄』『和歌童蒙抄』  
は国語そのものの研究  
を主としたものと云つ  
てもよい形となつた

て各部に属する語をば万葉集古今集後撰集等多くの歌集から例証を引いて簡単に説明したもので一種の辞書と目すべきものである。和歌童蒙抄は十巻で藤原範兼の著である。これも著作年代は明かで無いが、範兼は永元年(1163)に死んだ人であるから仲実より稍後れた時代の人である。童蒙抄はその巻十が歌体歌病等の論で前九巻が語の説明にあてられたものである。その語の研究はやはり部類分けになつてゐるが、その部類は多少綺語抄に似た点もあるが、（やや）こまかくわけてある。この書にあげた語は主として万葉集から摘出したものであるから万葉集の辞書ともいひうるものである。今、二者を比較すると二者共通する点もあるが、童蒙抄の方が分類は精密になつてゐる。この二書はもとより辞書として編したものでは無いのであるが、歌語の辞書と認めて差支ない体をなしてゐる。而してこれらは歌学の研究から一転して国語その者の研究が遊離せうとする傾向を著しく示してゐるものとして注目すべきものである。かやうなものを生じた時代に至れば、ここに国語を主とする辞書の出現すべき機運がすでに至つたと見るべきであるが、事実上、その頃に、国語を主とする字書を生じた。色葉字類抄がそれである。

色葉字類抄は国語を主とし、漢字を従とした対照字書のはじめで、わが国語学史上頗る意義深い位置に立つてゐるものである。この書は伝本が数種あつて、三巻の本があり、四巻の本があり、伊呂波字類抄と題する十巻の本があり、又別に世俗字類抄と題する本もある。この書はその名の示す如く伊呂波四十七篇に部門を分け、その各篇のうちに於いて、天象、地儀乃至国郡、官職、姓氏、名字の二十一類を立て、各語をその頭の音によつて各篇

藤原範兼著『和歌童蒙抄』語は主として『万葉集』から摘出

『色葉字類抄』。国語を主とし、漢字を従とした対照字書のはじめ

藤原範兼著『和歌童蒙抄』語は主として『万葉集』から摘出

## 歌学の興起と国語字書の出現

に分ち配り、その義によつて各の類に分け收め、その語に該当する漢字を出してその下にその字の訓又は音を片仮名で記し、國語によつて漢字を引くことの出来るやうにしたものである。

色葉字類抄の組織の案出せられたことはわが国民が自國語を主体とし、漢字を客とすることを字書の上に実行したことで、一面に於いて国民的自覺の反影と見なすべきものである。これをかの倭名類聚鈔が漢字に基づいてそれの和名を知らうと企てたことに比ぶれば相表裏するといふべきものであるが、しかもこれは國語に該当する漢字を求むべきものであるが故に國語の字書と認め難いやうにも見ゆる。それ故に、私は之について少しく説をなす必要を認むる。抑もわが國に於ける漢字の辞書には、漢字を読む為のものと、漢字を使用する為のものとの二様あるのであるが、本書はいふまでもなく漢字を使用することを目的として編せられたものである。さて又漢字を使用するについて本邦に於いて、昔から今日に至るまで二様の目的がある。一は漢詩文を作らうとする為に用ゐるものであり、一は國文を作らうとする為に用ゐるものである。この色葉字類抄は漢詩文を作らうとする為に用ゐることを目的としたもので無いことは誰が見ても異存の無い程明白であつて、その目的は實に當時の実用文を草する人の用に供するにあつたことは明かである。それ故に本書は國語から漢字を引く辞書であるには相違ないが、その実は國文を草するに必要な文字を検出する用に供したものであつて、漢字又は漢語の本義を知らうとする為に編したもので無いといふことを十分に考へてみるべきである。即ちかくの如き字書の必要だつたのは

日本における漢字の辞書の二種。漢字を読むためのものと、漢字を使うためのもの  
漢字を使うためのもの  
の二種。漢詩文を作るためのものと、國文を作るためのもの

当時のわが国の文章界の事情が之を然らしめたもので、編者は決して漢字の学問の為にかやうな著述をしたもので無いといふことは疑ふべきでない。この故に私はこれを国語字書の一種と目すべきもので、いはば当時の作文実用字典といふべきものであると信する。

さて、本書の如く国語をその頭音によりて順序を立てて之を録するに至つたことは自然に起ることだといはばいはれようが、しかし、これも亦国語学史上注目すべき一の現象である。これは伊呂波歌の文字配列によるものであるが、この現象を起すに至つた前には、この伊呂波歌なるものが汎く行はれ、深く人心に沁み込んでゐなければならぬ筈である。この伊呂波歌はその作者又その製作時代については種々の論があつて今之を断ずるは容易の事で無いが、平安朝時代の中葉以後盛んに行はれたことは毫も疑の無い所である。而してそれを用ひて、多くの語を次第して示さうとした例は三善為康（保延五年歿）<sup>（1133）</sup>の著した掌中歷に万姓と標して多くの氏の名を列挙したが、それらをば頭音の伊呂波順によつて次第に類聚し次第した。それ故にかくの如きことは当時に於いて自然に起りうべき事で、某々個人の案といふよりは寧ろ時代の大勢の所産といふべきものであらう。さてこの方式がかやうに実行せられてから後は永くわが辞書界を支配したもので、その間にたとへば、節用集の如く、いろは各部門の内部の類別上の名目と数とをかへたり、又連歩色葉集の如くその各部のうちに類を分つことのないものを生じなどして多少の変化を生じたとはいへ、しか

伊呂波歌。平安朝時代  
の中葉以後盛んに行われた

歌学の興起と国語字書の出現

もいろは分類の範囲を脱することなくして徳川時代の中頃以下倭訓栞の出づる時までは国語を音別に排列する方法は主としてこれに準拠したものである。かやうにして、色葉字類抄の方式は後世の節用集等に範を垂るるに止まらず、他方に於いてその部類分けが、これより後の漢和辞書の方式にも影響したのである。漢和辞書はこの書に論すべき範囲でないといふことだけに止めておく。

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 五　仮名の発生、音通説の出現と五音の図の成立

仮名は現今我が国に用ゐらるる文字の一部をなすもので実に本邦人の創意によりて生じた一種の音字である。この仮名といふものは世に認むる通り、その源を漢字に発したと認めなければならぬものではあるが、文字としての性質に於いては甚しく漢字とちがふものであつて、われくの祖先の國語の音韻に関する或る種の自覺の結果、漢字を駆使して変形変質せしめたものといふべきもので、その源たる漢字からして現今之如き姿を呈するに至つた理論的経過は単純なものでは無い。

文字としての性質からいへば漢字は意義字であり、仮名は音字であつて著しく性質が違ふのである。さうして漢字はただ文字といふだけのもので無くて實に漢語そのものの有形化したものであつて、それらの音はもとより漢語の音韻組織によるものである。その漢語が又孤立語で單綴語であるといふ特質からして、その字音といふものは又甚だ複雑な組織を有するものであつて、わが國語の音韻に比較すると、著しい差異のあることは何人も気附くのである。そこで漢語の多くの音韻の型を代表してゐる漢字の中から國語の音韻にあ

## 仮名の発生、音通説の出現と五音の図の成立

てて用ゐらるべき文字を選んでこれを利用したものが万葉仮名であり、それを更に選び練つて、その文字の種類を淘汰し、その形を簡単にして国語の一音に一字をあつるといふ方式によつたものが即ち現今用ゐる仮名である。かやうに考へてみれば、この仮名の個々は國語の音韻組織の上に存在した型の個々を代表したものと見るべきものである。それ故にかやうに仮名の発生する以前に朧げながらも国語の音韻組織に対するの或る程度の自覚が國民の間に生じてゐてかやうな仮名の発生を促すに至つたものと見なければならぬ。

しかしながら、個々の仮名は個々の音の型を代表するに止まつて、未だ必ずしも国語の音韻組織の統括せられたものについての意識が在つたことを証するものとはいはれないのである。さて平安朝の末期に至ると、所謂音通説なるものがあらはれて來るのであるが、その音通説が生ずる前には国語の音韻組織に関しての一種の統括的智識の存在したことが考へらるる。ここに私は先づその音通説の大要をあげよう。

私は今音通説と云つたが、それの内には著しい二の区別がある。一は五音相通説と名づくべきもので、これが先づあはれた。他の一は之に次いであはれたもので、同韻相通説とも名づくべきものである。而して二者共通の基礎の上に立つものであるから総称して音通説といふことにしたのである。ここには上の二者に分ちて観察するであらう。

抑よそきも、言語の音が或る事情の下に、母韻の変化を起すことは、古くからあつた事で、その事實を説くだけでは未だ国語学上の問題とはならぬ。たとへば、日本書紀卷九に「梅豆メイヅ」を今「松浦マツラ」といふと言つたり、古事記崇神卷に「伊杵美イドミ」といふ地名を今「伊豆イヅ

平安朝末期の音通説。  
それ以前における國語の音韻組織に関する一  
種の統括的智識の存在

音通説の二種  
・五音相通説  
・同韻相通説